在宅医療の充実に向けたテーマ(地域医療構想より一部抜粋)

P48

地域医療構想策定ガイドラインより(要約、抜粋)

- 1 地域包括ケアシステム構築のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう「医療と介護」の連携を推進し一体的な提供体制を整備。
- 2 病床機能の分化・連携の推進により「入院医療機能」を強化。

退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は重要。

特に、慢性期医療においては在宅医療の整備と一体的に推進。

- 3 患者、住民の視点に立った「かかりつけ医」は重要。
- 4 在宅医療の提供体制は、日常生活圏域での整備が必要であることから、保健所を活用して市町村を支援。

また、市町村が地域包括ケアシステムに取組めるよう、都道府県の保健医療部局と介護福祉部局による支援が必要。

- 5 在宅医療の提供体制の充実のため、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、 地域医師会等の関係団体との連携が不可欠。
- 6 人材確保・養成の観点から、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション 関連職種、医療ソーシャルワーカー等への動機付けとなる研修、相談体制の構築。
- 7 緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議。
- 8 病院による在宅医療を担う診療所等への後方支援。
- 9 口腔機能の管理等の役割を担う歯科診療所、病院歯科が医科医療機関等との連携体制を 構築。

P50

大阪府保健医療計画に掲げている課題(要約、抜粋)

在宅医療の機能確保に向けた課題

- (ア) 在宅医療サービス供給量の拡充
- (イ)介護を行う患者家族への支援
- (ウ) 在宅療養者の後方ベッドの確保
- (エ) 24 時間在宅医療提供体制の構築
- (オ) 在宅医療の質の向上・効率化
- (カ) 医療・介護の連携